

福祉人材確保重点実施期間実施要綱

1. 趣旨・目的

広く国民に対して、福祉・介護サービスについて理解を深めるとともに、福祉人材の確保・定着を図るため、「福祉人材確保重点実施期間」を設けて、当該実施期間中に、経営者、関係団体、国・地方公共団体等が一体となって広報活動や福祉人材の交流などの事業を行うことを目的とする。

2. 実施・協力体制

厚生労働省、福祉人材確保重点実施期間推進協議会（※）

都道府県、指定都市、中核市、市町村及び特別区

※ 福祉人材確保重点実施期間推進協議会は、重点実施期間の趣旨・目的に賛同する福祉・介護分野の関係団体により構成される。（別添）

3. 実施期間

11月4日から11月17日までの二週間とする。

ただし、地域の実情に応じた弾力的な取組を妨げるものではない。

4. 実施期間中の実施事項

（1）厚生労働省における取組

ア 福祉人材確保重点実施期間の実施を全国にアピールし、福祉・介護サービスの意義や重要性について理解を求めるとともに、福祉人材確保のための事業を実施すること。

イ 福祉人材確保重点実施期間に係る広報活動

（例）ポスター、チラシ等の配付

厚生労働省ホームページの掲載や月刊誌・週刊誌等を活用した広報

（2）福祉人材確保重点実施期間推進協議会における取組

福祉人材確保に係る普及啓発及び福祉人材の確保・定着を促進するための取組に努めること。

（3）都道府県、指定都市、中核市等の取組

福祉人材確保重点実施期間をより意義のあるものとするため、本実施期間に各種広報活動を行い、地域住民に対して福祉・介護サービスについて理解と認識を深め、福祉人材の確保・定着の促進のための取組に努めること。

福祉人材確保重点実施期間推進協議会名簿

- ・ 介護労働安定センター
- ・ 市民福祉団体全国協議会
- ・ 児童健全育成推進財団
- ・ 全国介護事業者協議会
- ・ 全国救護施設協議会
- ・ 全国軽費老人ホーム協議会
- ・ 全国更宿施設連絡協議会
- ・ 全国肢体不自由児施設運営協議会
- ・ 全国市長会
- ・ 全国児童家庭支援センター協議会
- ・ 全国児童養護施設協議会
- ・ 全国社会就労センター協議会
- ・ 全国社会福祉施設経営者協議会
- ・ 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
- ・ 全国私立保育園連盟
- ・ 全国身体障害者更生施設協議会
- ・ 全国身体障害者施設協議会
- ・ 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
- ・ 全国乳児福祉協議会
- ・ 全国認知症グループホーム協会
- ・ 全国福祉医療施設協議会
- ・ 全国福祉高等学校長会
- ・ 全国婦人保護施設等連絡協議会
- ・ 全国保育協議会
- ・ 全国保育士会
- ・ 全国保育士養成協議会
- ・ 全国ホームヘルパー協議会
- ・ 全国母子生活支援施設協議会
- ・ 全国盲老人福祉施設協連絡協議会
- ・ 全国老人デイ・ケア連絡協議会
- ・ 全国老人福祉施設協議会
- ・ 全国老人保健施設協会
- ・ 全国有料老人ホーム協会
- ・ 宅老所・グループホーム全国ネットワーク
- ・ 中央共同募金会
- ・ 中央福祉人材センター
- ・ 長寿社会開発センター
- ・ 特定施設事業者連絡協議会
- ・ 日本医師会
- ・ 日本医療社会事業協会
- ・ 日本栄養士会
- ・ 日本介護支援専門員協会
- ・ 日本介護福祉士会
- ・ 日本介護福祉士養成施設協会
- ・ 日本看護協会
- ・ 日本言語聴覚士協会
- ・ 日本在宅介護協会
- ・ 日本作業療法士協会
- ・ 日本視能訓練士協会
- ・ 日本社会福祉教育学校連盟
- ・ 日本社会福祉士会
- ・ 日本社会福祉士養成校協会
- ・ 日本重症児福祉協会
- ・ 日本精神科病院協会
- ・ 日本精神保健福祉士協会
- ・ 日本精神保健福祉士養成校協会
- ・ 日本知的障害者福祉協会
- ・ 日本ホームヘルパー協会
- ・ 日本福祉施設士会
- ・ 日本理学療法士協会
- ・ 日本慢性期医療協会
- ・ 日本臨床心理士会
- ・ 日本労働組合総連合会
- ・ 認知症介護研究・研修東京センター
- ・ 福祉医療機構
- ・ 福利厚生センター